

## 船舶事故調査報告書

令和5年2月1日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年11月20日 10時00分ごろ～15時30分ごろの間） （死亡時刻：令和3年11月20日 11時ごろ（医師により検案された死亡推定時刻））
発生場所	不明（青森県六ヶ所村尾駁沼 <sup>おぶち</sup> 南西部）
事故の概要	漁船 <sup>りょうせい</sup> 漁政丸は、操業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年12月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 漁政丸、0.4トン AM6-3050（漁船登録番号）、個人所有 4.97m（Lr）×1.60m×0.64m、FRP ガソリン機関（船外機）、30kW（動力漁船登録票による）、平成11年1月25日 （写真1 参照）
	
	写真1 本船の外観
乗組員等に関する情報	船長 57歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年6月4日 免許証交付日 平成29年6月26日 （令和5年6月3日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好

	水象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>僚船（以下「僚船A」という。）の船長は、令和3年11月20日10時00分ごろ、漁網を仕掛けたあと尾駁沼北方の船着き場（以下「本件船着き場」という。）に向けて航行中、本船に船長（以下「本件船長」という。）が1人で乗り組み、本件船着き場から出航するのを認めた。</p> <p>僚船Aの船長は、網起こしを行おうと尾駁沼南方に向かっていたところ、15時30分ごろ、船首方に無人で漂流している本船を認め、所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）に通報を行った。</p> <p>通報を受けた漁協担当者は、本件船着き場に向かい、そこで僚船Aの船長などから本船の話聞き、15時45分ごろ110番通報を行った。</p> <p>僚船Aの船長は、付近の僚船と共に本件船長の捜索を行い、別の僚船（以下「僚船B」という。）の船長が、本船の漁網（以下「本件漁網」という。）を尾駁沼南西方の沼中に仕掛けが行われていない状態で発見し、本件漁網を揚収して本件船着き場に戻った。</p> <p>本件船長は、警察、消防署及び漁協に所属する僚船により捜索が行われ、21日07時45分ごろ、本件漁網が発見された付近の沼底に沈んでいる状態で発見された。</p> <p>本件船長は、沼底から引き上げられた後、青森市内の病院に搬送され、医師により死亡推定日時が11月20日午前11時ごろで、死因が溺水による窒息死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>僚船Bの船長は、本件漁網が投入されて仕掛ける前の状態であり、本件船長が本件漁網を投入した時、又は仕掛けている時に落水した可能性があった。</p> <p>本船には、本件漁網を固定する際に使用する錨4つが使用されずに残されていた。</p> <p>本件船長は、ふだんから救命胴衣を着用していたが、発見時に救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 不明</p> <p>船体・機関等の関与 不明</p> <p>気象・海象等の関与 なし</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本件船長の死因は、溺水による窒息死であった。</p> <p>本件船長は、尾駁沼南西方の漁場において、11月21日07時45分ごろ沼底に沈んでいる状態で発見され、医師により死亡推定時刻が11月20日11時ごろと検案されたことから、20日11時ごろ溺死したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、10時00分ごろ本件船着き場から本船に乗り組み出</p>

	<p>航したこと、及び15時30分ごろ本船が無人の状態では漂流しているところを僚船Aの船長が認めていることから、この間において、本件船長が落水したものと考えられる。</p> <p>本件船長は、本件漁網の身網が漁場に投入されて仕掛ける前の状態であったこと、及び本船に本件漁網を固定する際に使用する錨4つが使用されずに残っていたことから、本件漁網を投入時、又は仕掛けようとしていた際に落水した可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が尾駁沼南西方の漁場において操業中、本件船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の乗組員は、舷縁が低い場合、操業する際には十分に落水防止に努めること。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

